㊥

熊労発基 0804 第１号
令 和 ８ 年 ８ 月 ４ 日

熊本地方最低賃金審議会
会長　本田　悟士　殿

熊本労働局長
金谷　雅也

熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第１項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

１　熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第２号）
申出年月日　令和８年７月 16 日
申出代表者　ＵＡゼンセン熊本県支部
支部長　西　広継

２　熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第３号）
申出年月日　令和８年７月 16 日
申出代表者　全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会　熊本地方協議会
議長　　小材　和博

３　熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第４号）
申出年月日　令和８年７月 16 日
申出代表者　自動車総連　熊本地方協議会
議長　　加藤　智志